マネー・ローンダリング対策

~金融機関による「取引の謝絶」と「内報の禁止」~

大阪弁護士会 民暴委員会委員 久保井総合法律事務所 弁護士 佐藤 高志

1 マネー・ローンダリング対策としての「取引の謝絶」

令和3年8月30日にFATF(金融活動作業部会)による第4次対日相互審査報告書¹が公表されましたが、反社会的勢力の排除に向けて、マネー・ローンダリング対策も重要な役割を果たしています。

我が国のマネー・ローンダリング対策としては、犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「犯罪収益移転防止法」といいます。)により金融機関等の特定事業者に課せられている「取引時確認」や「疑わしい取引の届出」等が中心となりますが、特に金融機関に対しては、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」 2 (以下「ガイドライン」といいます。) $\Pi-2$ (3) (ii)「顧客管理(カスタマー・デュー・ディリジェンス:CDD)」の【対応が求められる事項】として、「必要とされる情報の提供を利用者から受けられないなど、自らが定める適切な顧客管理を実施できないと判断した顧客・取引等については、取引の謝絶を行うこと等を含め、リスク遮断を図ることを検討すること」が求められており、「疑わしい取引の届出」をするだけではなく、一定の場合には「取引の謝絶」をすることまで要請されています。

2 「取引の謝絶」の根拠と「合理的な理由」の立証方法等

預貯金口座の開設や送金依頼のように契約上の義務が存在しない場合には、金融機関側にも基本的には「契約締結の自由」が認められることから³、マネー・ローンダリングのおそれが払しょくできない等の合理的な理由に基づく取引謝絶は適法だと考えられています。

預貯金の受入れ等のように契約上の義務を負っている場合についても、各金融機関は、

¹ 金融庁ウェブサイト(https://www.fsa.go.jp/inter/etc/20210830/20210830.html)

² 金融庁ウェブサイト(<u>https://www.fsa.go.jp/common/law/amlcft/2021_amlcft_guideli</u>nes.pdf)

³ 東京地判平成23年8月18日ウエストロー掲載,東京地判平成25年10月31日金商 1432号28頁

ガイドライン等の要請を踏まえて、預金規定等にいわゆる「マネロン規定」4を導入していることから、契約上の義務を負っている既存顧客に対しても「マネロン規定」に基づいて取引を謝絶することが可能です。

もっとも、前記ガイドラインに「その際、マネロン・テロ資金供与対策の名目で合理 的な理由なく謝絶等を行わないこと」と注記されているように、取引の謝絶には合理的 な理由が必要とされています。「取引の謝絶」に納得がいかない顧客との間でトラブルに なって訴訟等に発展するケースも一部存在しますが、万一、訴訟等の裁判手続になれば、 「取引の謝絶」の合理的な理由(マネー・ローンダリングのおそれを払しょくできない こと)について、金融機関側は、当時の内部資料等に基づいて反証や立証等を行わなけ ればなりません。

このような立証活動等においては,取引当時に作成した内部資料等の客観的な証拠が 重要な役割を果たします。

4 内部資料と「内報の禁止」の問題 ~内報の禁止に抵触しない資料作成の必要性~

この点,犯罪収益移転防止法8条3項は,疑わしい取引の届出について,「特定事業者 (その役員及び使用人を含む。)は、第一項の規定による届出(以下「疑わしい取引の届出」という。)を行おうとすること又は行ったことを当該疑わしい取引の届出に係る顧客 等又はその者の関係者に漏らしてはならない。」として,いわゆる「内報の禁止」について定めているため,たとえ裁判手続の中での立証活動等の一環であっても,顧客(原告等)に対して,当該取引について「疑わしい取引の届出」を行おうとした事実又は行ったことを伝えることは犯罪収益移転防止法8条3項に抵触し得るとの指摘5があります。

⁽¹⁾ 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

⁽²⁾ 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答,具体的な取引の内容、 預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して,当行がマネー・ローンダリング, テロ資金供与,もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場 合には,入金,払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

⁽³⁾ 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

⁵ 「疑わしい取引」について、マネー・ローンダリングのおそれを踏まえて「取引の謝絶」をしたことにより顧客との間で法的紛争に発展した金融機関が、自らの権利を守るために当時の資料を証拠提出等することが「内報の禁止」に抵触するおそれがある、というのはあまりに杓子定規な解釈であり、当職としては、仮に、かかる証拠等の提出が形式的に「内

各金融機関では、各支店向けに「疑わしい取引の届出」の要否判断に関する報告書等 (以下「報告書」といいます。)を準備して対応していると思いますが、「取引の謝絶」 の判断は、この「疑わしい取引の届出」の要否判断と一体的に行われるのが通常である ことから、現状では、「取引の謝絶」判断に至った経緯・理由等を報告書に併せて記載す るといった運用がされているケースも多いのではないかと思います。そうすると、報告 書の体裁にもよりますが、例えば、報告書の中に、「疑わしい取引の届出が必要と判断す る。」等の記載がされている場合には、当該報告書を証拠として裁判所に提出することで、 当該金融機関が「疑わしい取引の届出」を行おうとしたこと等が明らかになってしまう といった事態も考えられます。

顧客との間で訴訟にまで発展するというケースは、現状ではそれほど多くはないと思いますし、訴訟になった場合でも担当者の陳述書や証言によって「取引の謝絶」の合理的な理由を立証等する方法もありますが、内部資料についても客観的な証拠として一定の証明力があると考えられますので、提出が可能な状況は確保しておくべきだと思います。例えば、「取引の謝絶」にまで至ったケースでは、事案の経緯や取引謝絶理由等を報告書とは別書面で作成しておく等、訴訟等に発展した場合の証拠提出も踏まえて様式等を整えておくと良いでしょう。

以上

※本内容における意見に関する部分は、執筆者個人によるものです。

※禁転載